


◎表示記号解説

状態	傷	凹凸	曲がり	波跡	さび	腐食	亀裂 破れ	穴	交換	変色 退色	跡	文字
略称 記号	A	U	B	W	S	C	T	H	X	P	M	L

※修復歴の表示方法は、該当箇所に修復歴マーク—Mを記入する。

外板価値減点①は—XM①、外板価値減点②は—XM②を記入する。

◎表示記号解説

項 目	外 装 減 点 (パネル単位)	表 示 記 号
価 値 減 点	①波状の修理跡 ②交換跡	W10 XM10
塗 装	①傷 ②さび ③変色、退色 ④文字 ⑤指定色（※特記欄記載） ⑥テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着（※特記欄記載）	カードサイズ 未満 小 大 A10 ・ A20 ・ A30 S10 ・ S20 ・ S30 P10 ・ P20 ・ P30 L10 ・ L20 ・ L30 - - P30 P10 ・ P20 ・ P30
板 金	①凹み ②取外し穴 ③腐食 ④波状の修理跡があり、仕上げ悪く補修が必要	カードサイズ 未満 小 大 U10 ・ U30 ・ U50 - H30 ・ H50 - C30 ・ C50 - W30 ・ W50
交 換	①板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上 ②凹凸がしわ状になっているもの ③パネルのフレームが曲がっているもの ④波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの ⑤腐食（4個以上）、1cm以上の腐食のあるもの ⑥取外し穴でカードサイズ以上のもの ⑦亀裂でカードサイズ以上のもの	UX70 UX70 BX70 WX70 CX70 HX70 TX70
複合する 場合	①価値減点と価値減点（波状の修理減点と交換跡がある場合） ②修理減点と価値減点（波状の修理跡） ただし、減点数が板金〈大〉を超えた場合 ③板金減点と塗装減点（※板金記号を先に記入する） ただし、減点数が板金〈大〉を超えた場合	W10、XM10 と記入 U30、W10 と記入 U50、W と記入 UA30・UA50 と記入 UA50 と記入

## ガラス

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点			
ガラス	標準状態	1. フロントガラスは割れ及び運転上視界を妨げる傷等のないこと			
		2. リヤガラス、ドアガラス、三角ガラス、サンルーフガラス、トラックのリヤガラスの商品価値に影響を及ぼさない小傷は無減点とする			
		3. 法に抵触しないフィルム貼りは無減点とする			
フロントガラス	価値減点	・うすいワイパー傷、飛石による小傷、修理跡のあるもの（1台分）		20	
		1. ワイパー傷等で爪の引っかかるもの			
	2. 飛石等によりひび割れ、亀裂があるもの				
	3. 修理跡でひび割れがあるもの				
	交換	被害軽減ブレーキカメラ		無	有
カラー（グレー、ブロンズ、サンシェード、ブルーガラス、UVカットガラス等色付きのもの）		100	150		
その他（無色透明のもの）		65	100		
その他のガラス	リヤガラス、ドアガラス、三角ガラス、サンルーフガラス、トラックリヤガラス				
	価値減点	・ガラス文字書き（1台分）		10	
		・カードサイズ未満の線傷			
	修理	・運転席、助手席のフィルム貼り（1台分）		10	
		・見苦しいフィルム貼り（1台分）			
	交換	1. カードサイズ以上の線傷のあるもの			20
		2. ひび割れ、亀裂のあるもの			
		ドアガラス（サイドガラス含む）			
		三角ガラス			
		サンルーフガラス			
リヤガラス カラー（熱線入り）					
〃 その他（熱線入り）					
〃 その他（熱線なし）					
トラックのリヤガラス			15		

※各ガラスへの車台番号の刻印は加減点無しとし、それ以外の刻印（イニシャル・登録番号）は、ガラス交換の扱いとする。

※被害軽減ブレーキカメラ付きフロントガラスの交換点数には、再調整（エーミング）を含む。

〈参考〉 飛石傷（ひび割れ、亀裂）の例

